

令和2年(行ウ)第1号管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求事件について

1 事件の概要

(1) 提訴日 令和2年1月16日

(2) 原告 浜松市北区 A 外24名

(3) 被告 浜松市

(4) 裁判所 静岡地方裁判所

(5) 請求の趣旨

- ① 浜松市長が、株式会社ミダックに対してなした平成30年12月20日付けの廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条1項に基づく管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分(許可番号180214321号)を取り消す。

- ② 訴訟費用は、被告の負担とする。

(6) 請求の原因

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬・処分(中間処理・最終処分)などを業とする株式会社ミダックは、浜松市北区引佐町奥山1397番195外35筆に管理型最終処分場の建設を計画し、本市は平成30年12月20日付けで設置許可処分(以下、「本件処分」という。)をしている。

原告は、本件処分場により周辺住民の生命、身体、財産等に重大な影響を生ずるおそれがあるとして本件処分の取り消しを求めている。

2 本訴に至る経緯

原告は処分の取り消しを求めて静岡県知事に対し、地方自治法第255条の2第1項第2号に基づき、審査請求を行った。この件については現在も審理中である。

3 口頭弁論期日

(1) 期 日 令和2年4月23日(木)

(2) 出頭場所 静岡地方裁判所 第201号法廷

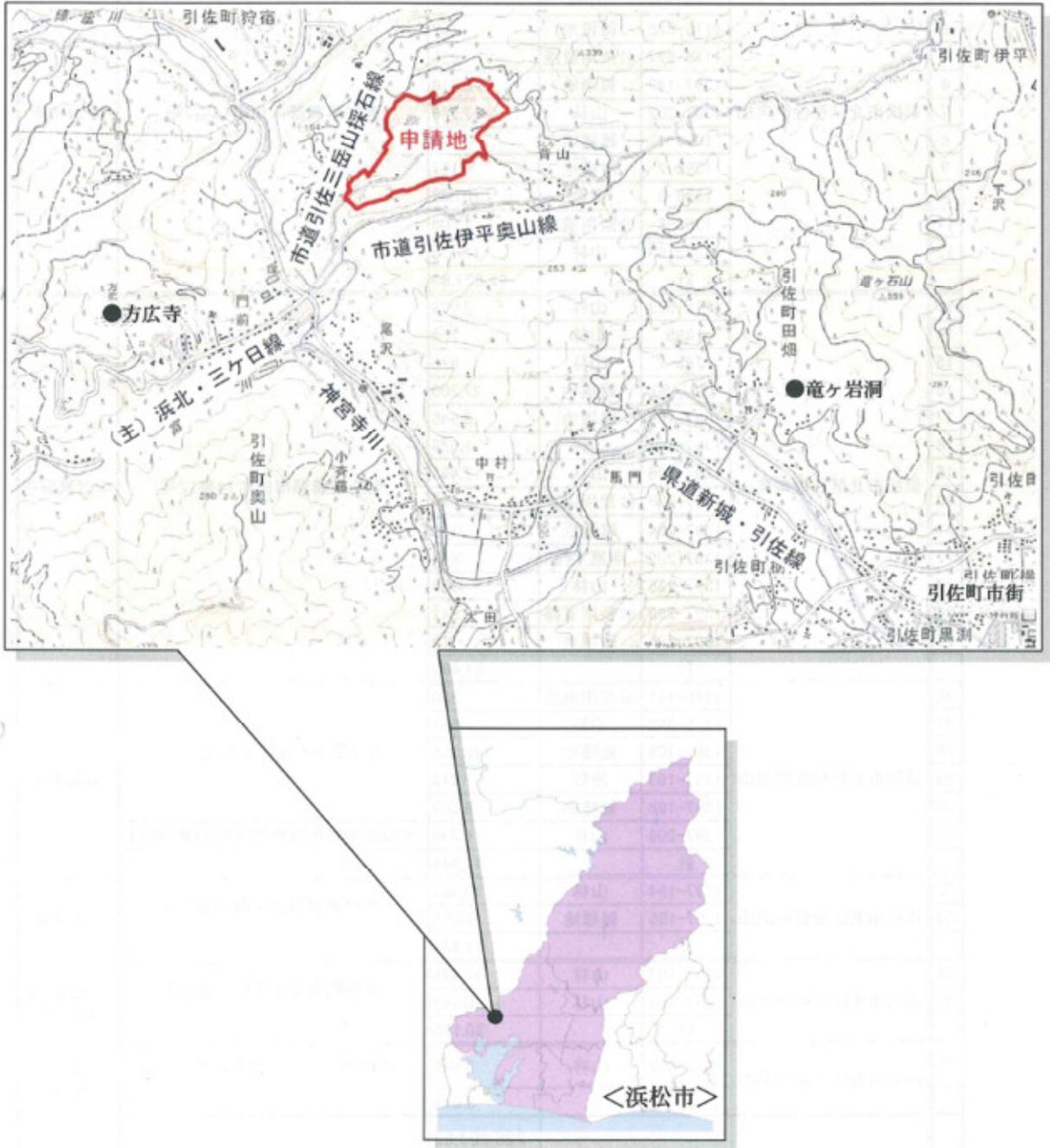
4 今後の対応

本市の訴訟代理人として弁護士を選任し、応訴する。

産業廃棄物処理施設位置図

- ・施設の所在地

浜松市北区引佐町奥山1397番195 外35筆



【(株)ミダック 管理型最終処分場の概要及び経緯】

○ 設置者

株式会社ミダック（代表取締役 加藤恵子） 浜松市東区有玉南町2163番地

○ 施設概要

最終処分場

- ・所在地 浜松市北区引佐町奥山1397番195 外35筆
- ・埋立面積 104,458㎡
- ・埋立容量 3,125,591㎡
- ・埋立期間 33年間
- ・埋立廃棄物 **産業廃棄物 15品目**
燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物
特別管理産業廃棄物1品目 特定有害廃石綿等

○ 経緯

平成22年 9月27日	紛争予防条例に基づく事業計画書提出
10月 8日	事業計画に係る告示、縦覧開始
10月31日	紛争予防条例に基づく第1回地元説明会開催
平成23年 2月26日	意見書に係る見解書説明会（第2回説明会）開催
平成25年 9月14日	第2回見解書説明会（全体としては3回目）開催
平成26年 5月25日	第3回見解書説明会（全体としては4回目）開催
平成27年 3月 8日	第4回見解書説明会（全体としては5回目）開催
11月29日	第5回見解書説明会（全体としては6回目）開催
平成28年 8月10日	紛争予防条例に基づくあっせん決定
9月 3日	第6回見解書説明会（全体としては7回目）開催
平成29年 8月10日	第1回協定協議開催 午後2時 引佐協働センター2階会議室 事業者は参加、住民側不参加 事業者が、協定案を市へ提出
9月15日	第2回協定協議開催 午後2時 北区役所32会議室 事業者は参加、住民側不参加 あっせん打ち切りに入ることを告知
9月22日	紛争予防条例に基づくあっせん打ち切り：紛争予防条例の手続き終了
9月27日	廃棄物処理法に基づく設置許可申請書提出
平成30年 4月23日	産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る告示並びに縦覧開始
9月20日	設置許可申請書について調整委員へ書面による意見聴取を実施
10月24日	調整委員への意見聴取会を実施
12月11日	調整委員に対し、ミダックからの回答を送付並びに事業者に対する行政指導通知の確認
12月20日	最終処分場に対する施設設置許可と同時に行政指導通知発出
令和2年 1月16日	行政訴訟提訴 令和2年（行ウ）第1号 管理型最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求事件
4月23日	第一回口頭弁論